

「定款」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 定款の一部改正新旧対照表.....	1
2 . 定款施行規則の一部改正新旧対照表.....	2

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信認金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第20条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>(信認金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>2</u> <u>正会員が、本店以外に営業所を有するときは、その信認金の額は、前項に定める額に、本店以外の営業所1か所につき10万円を増額した額とする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第20条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)本店その他の営業所の変更</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p>

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第 4 条 定款第 2 1 条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>資本の額の変更に関して取締役会決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和 4 9 年法律第 2 2 号)第 1 条の 2 第 3 項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)</u>を行ったとき(外国証券会社にあつては、<u>資本の額(持込資本金の額を含む。)</u>の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)。</p> <p>(8) <u>自己資本規制比率が 1 4 0 パーセントを下回ったとき。</u></p> <p>(9) 大株主上位 1 0 名(自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に 1 0 名の株主をいう。) に関し変更があったとき。</p> <p>(1 0) 法令の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき<u>又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき(外国証券会社にあつては、外国証券法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む。)</u>。</p> <p>(1 1) (略)</p> <p>(1 2) <u>法令(外国証券会社にあつては、外国証券法令を含む。)</u>の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき(上訴の場合を含む。)。</p> <p>(削る)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第 4 条 定款第 2 1 条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>資本の額の変更に関して取締役会で決議を行ったとき(外国証券会社にあつては、持込資本金の額の変更に関して決議又は決定を行ったときを含む。)</u>。</p> <p>(8) <u>自己資本規制比率が 1 4 0 パーセント以下となったとき。</u></p> <p>(9) 大株主上位 1 0 名(自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に 1 0 名の株主をいう。) に関し変更があったとき又は<u>株主状況表を作成したとき。</u></p> <p>(1 0) 法令の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき、<u>又は外国証券法令の規定により処分若しくは処罰を受けたとき。</u></p> <p>(1 1) (略)</p> <p>(1 2) <u>法令又は外国証券法令の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき(上訴の場合を含む。)</u>。</p> <p>(1 3) <u>租税滞納処分その他によって差押えを</u></p>

(13) (略)

(14) 役員が法第28条の4第1項第9号イから上までに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。

(15) 主要株主（法第28条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）が法第28条の4第1項第10号イ若しくはロ又は第11号イから八までに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。

(16) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。）を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法による調停（調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。）を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。

(削る)

(削る)

(17) 法第59条又は外国証券業者に関する法律第31条に基づくモニタリング調査表を作成したとき。

(18) (略)

(19) 自己資本規制比率を記載した公衆の縦覧に供するための書面を作成したとき。

(20) 営業報告書（証券会社に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令第32号）第32条第2項（外国証券業者に関する内

受けたとき（第10号に掲げる差押えを受けたときを除く。）。

(14) (略)

(15) 役員が法第28条の4第9号イから上までに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。

(新設)

(16) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が1億円未満のものを除く。）を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停（調停を求める事項の価額が1億円未満のものを除く。）を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。

(17) 主要勘定残高表を作成したとき。

(18) 有価証券引受・売買等状況表を作成したとき。

(新設)

(19) (略)

(20) 自己資本規制比率に関する届出書を作成したとき（第8号の規定の適用がある場合を除く。）又は自己資本規制比率を記載した公衆の縦覧に供するための書面を作成したとき。

(21) 営業報告書（付属明細書、営業報告書明細表等の添付書類を含む。）を作成したとき（外国証券会社にあつては、業務の全

閣府令（平成10年総理府・大蔵省令第37号）第30条第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を含む。）を作成したとき。

(21) (略)

(22) 決算概況表又は中間決算概況表を作成したとき。

(削る)

(23) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所を変更したとき。

(24) (略)

付 則

この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

部に関し作成した貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類及び業務の概要を記載した書面又はこれに代わる書類を作成したときを含む。）。

(22) (略)

(23) 決算概況表を作成したとき。

(24) 中間決算概況表を作成したとき。

(新設)

(25) (略)